

令和 7 年度三原市会計年度任用職員募集要項

事務補助員（週 20 時間未満）

令和 7 年 4 月 28 日
三 原 市

1 職種及び定員数

職種	定員数	業務内容	勤務場所
事務補助員 (週 20 時間未満勤務)	1 名	窓口・電話対応・ 書類整理・データ入力等	学校給食課 (三原市糸崎 9 丁目 1 番 1 号)

(注意) 定員数は、変更する場合があります。

募集期間内に応募人数が定員数に達しない場合は、募集期間を延長する可能性があります。

2 応募資格

- (1) 年齢及び学歴は問いません。
- (2) パソコン操作（ワード・エクセル等）ができる人。
- (3) 次に該当する人は応募できません。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) 申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、任用を取り消すことがあります。

3 申込受付期間 令和 7 年 4 月 2 8 日（月）～令和 7 年 5 月 6 日（火）23：59 まで

4 選考の日、場所及び任用開始日

選考日	選考場所	任用開始
令和 7 年 5 月 8 日（木）	三原市役所	令和 7 年 5 月 12 日(月)

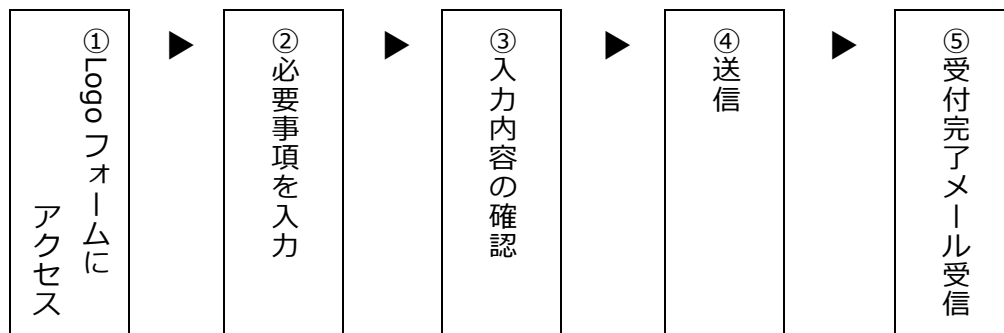
(注意)

- 1 周辺商業施設の駐車場への受検関係者の駐車を原則禁止とします。駐車スペースの配慮が必要な場合は、総務部職員課へご連絡ください。
- 2 選考日程の詳細は、申込受付期間終了後、申込時にご入力いただいたメールアドレスに電子メールで連絡します。メールアドレスがない場合等は、申し込み時に入力いただいた電話番号に電話で連絡します。
- 3 令和 7 年 5 月 7 日（水）12 時までに選考日程の連絡がない場合は、必ず総務部職員課（電話：0848-67-6025）まで問い合わせてください。

5 申込手続等

(1) 申込みはパソコンまたはスマートフォンから Logo フォームで行ってください。

(2) 手順



(3) Logo フォームへのアクセス

次のアまたはイの方法でアクセスしてください。

ア パソコンまたはスマートフォンの Web ブラウザに次のアドレスを入力する。

<https://logoform.jp/f/IWj3w>

イ パソコンまたはスマートフォンのカメラで次の二次元コードを撮影する。



【申込みにあたっての注意事項】

入力する内容は次のとおりです。あらかじめ入力内容を準備しておくとしスムーズです。

①基本情報	氏名/生年月日/性別(任意)/郵便番号/住所/電話番号/メールアドレス/ 顔写真
②学歴情報	中学校以降～最終学歴まで。校名/在籍期間
③職歴情報	職歴がある人のみ。社名/所在地/職務内容/在職期間
④資格免許	資格免許が必要な職は必須。取得(見込)年月/資格免許証の写し
⑤応募動機	

(4) 車椅子の使用、付添い等、選考の際に配慮が必要な場合は、申込時に申し出てください。

(5) 応募手続、その他この募集に関することについては、総務部職員課(電話:0848-67-6025)に問い合わせてください。

(6) Logo フォームでの申込みを原則としますが、特別な事情により Logo フォームの利用ができない場合は、総務部職員課(電話:0848-67-6025)までお問合せください。

6 選考の内容

区分	内容
面接	主として人物、識見等についての個別面接

7 選考結果通知

通知時期	通知方法
令和 7 年 5 月 9 日	郵送

8 任用

- (1) 任用期間 令和 7 年 5 月 12 日（月）から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (2) 条件付採用期間（いわゆる試用期間）は、1 月（1 月間の勤務日数が 15 日に満たない場合は、15 日に達するまで）です。
- (3) 任用後は、学校給食課に配属され、上記の勤務場所に勤務します。

9 報酬

報酬	その他
時間額 1,248 円	要件に該当する場合、通勤手当・時間外勤務手当・休日勤務手当に相当する報酬を支給。

※三原市役所において、過去 5 年の間において同一職種での勤務実績がある場合は、過去の職務経験に応じて決定します。

10 勤務時間 9 時 30 分～13 時 00 分（1 日あたり 3 時間 30 分）

※休憩時間なし

※時間外勤務をお願いする場合があります。

11 休日 土・日・祝日※シフト等により休日にも勤務する場合あり。

12 加入保険 労災保険に加入。（雇用保険・厚生年金・健康保険の適用はありません）